

平成 年 専攻建築士制度 登録申請案内書

日本建築士会連合会では、平成 17 年に「建築士会会員倫理規定」を定めました。
専攻建築士申請に際しては「倫理規定」へ同意が必須となりますので、以下ご確認願います。

建築士会会員倫理規定

社団法人日本建築士会連合会は、建築士の社会的使命と職責の重大性にかんがみ、建築士会会員が遵守する倫理規定を定める。

1. 法令等の遵守と品位の保持
建築士会会員は、建築士法を始め関係法令・定款などを遵守し、品性とモラルの向上・保持に努める。
2. 知識および技能の維持向上
建築士会会員は、常に建築や地球環境などに関わる知識および技術の研鑽に励み、技能の維持向上に努める。
3. 相互の信頼と協力
建築士会会員は、相互に信頼し合い、必要に応じ他の専門家の協力を得て、業務を遂行するよう努める。
4. 秘密の保持
建築士会会員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。
5. 説明責任
建築士会会員は、依頼者に対し、その業務に関する十分な説明を行い、理解を得るよう努める。
6. 情報の開示
建築士会会員は、建築士としての業務実績、業務範囲および業務能力などを示す情報の開示に努める。
7. 地域社会への貢献
建築士会会員は、地域の歴史・文化を守り、良好な景観の形成など、地域社会に貢献するよう努める。

目次 案内

1. 専攻建築士制度について	
1 - 1. 専攻建築士制度と建築士会の役割	3
1 - 2. 専攻建築士の領域名称等、1 - 3. 専攻領域と対象者	4
1 - 4. 専門分野表示	5
2. 申請について	
2 - 1. 関係書類の配布	7
2 - 2. 申請の方法、2 - 3. 審査・登録手数料	8
2 - 4. CPD参加義務	
3. 審査について	
3 - 1. 審査方法、3 - 2. 申請手続	8
4. 登録手続き	
4 - 1. 登録の方法	10
4 - 2. 登録の有効期間、4 - 3. 登録証、4 - 4. 登録者名簿	
4 - 5. 変更・再交付登録、4 - 6. 監査・制裁措置等	11
5. 登録の更新	
5 - 1. 審査方法	11
5 - 2. CPDの記録と保管、5 - 3. 更新の特例、5 - 4. 更新手数料	
6. 専攻建築士領域申請案内	
6 - 1. 審査対象・要件等(各領域別)	12
参考資料：日本建築士会連合会「専攻建築士制度規則」	19
専攻建築士登録者名簿(例)	22

記入例

平成20年度 記入例表紙(ご注意)	記入例1を参照
様式1、2、3、5 記入例	記入例1を参照
様式3 - 1、4(各領域別) 記入例	記入例2を参照
様式6	記入例1を参照

CPD単位申請書等について

CPD単位の申請方法について	CPDデータ登録申請案内参照
2006 CPD制度単位換算表	20年度CPD換算表を参照

1 . 専攻建築士制度について

1 - 1 . 専攻建築士制度と建築士会の役割

建築士会が想定する「専攻建築士」は、専攻領域の高い専門性を備えると共に、他の専攻領域も含め幅広い基礎的素養を身につけていることを前提としている。それ故、各々の専攻領域は個別に独立した形をとらずに、お互いがラップする形を取っている。こうした「かたち」を、教育体系から資格制度まで各々の専門分野が独立して存在する欧米の「タコツボ型」に対比して、基礎的素養をもつ建築技術者を基盤（建築士）として専門分化する形として「ササラ型」と呼んでいる。このことにより、他の専門家との連携や知識・理解の共有化が図れ、結果として建築環境の質が高く保たれると考えている。近代化する建築生産では、多様に分化した専門家が参加し彼らを如何に統合化するかが課題となっており、

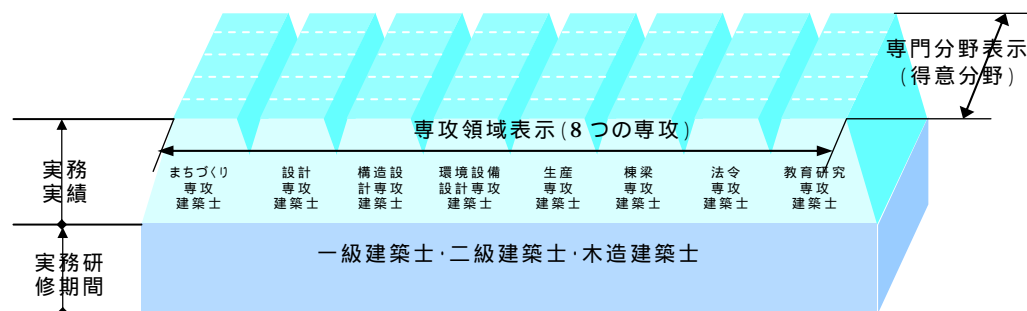


図 専攻建築士8つの専攻領域

「専門分化と統合の課題」をより合理的に行う仕組みの一つとして専攻建築士制度を位置付けます。

多様な専門家を擁する建築士会は、これらの専攻建築士を社会に表示（役割分担の明確化）することで、消費者の便宜と信頼性を獲得する活動を推進します。

専門家として社会へ表示するからには、一定の実力と実績が必要であり、また、その信頼をより高めるために、継続的な能力開発が必要です。このことから、専攻建築士は 2003 年度から建築士会が開始した「CPD（建築士会継続能力開発）」を認定登録と登録更新の一つの要件にしています。本制度への多くの建築士の参加を通じて、2004 レポートに示す『新しい建築士像：幅広い基礎的素養と、高い専門技術を備え、健全な職業倫理を持つ建築士』の確立を目指し建築士会が自らの運動として、内向きなメリット論から脱却し、建築士の社会的責務を先ず果たすことで、社会的に定着させその結果として、建築士会と会員の信頼性が高まり、メリットも生まれて来ると考える。

また、本制度は、建築士会の「意識改革」・「会員サービス」の一環として行うものであるから、原則会員を対象に行うのは当然の事と言えましょう。しかし、社会から幅広く支持される「社会的制度」になることも重要な目標としています。その一環として、連合会では建築関連団体と「自立と連携」をキーワードに連携を進めています。

中でも、既に CPD を開始している団体とは、当該団体の会員であれば「建築士会」に加入しなくても専攻建築士の申請を受けられる合意協定も締結しています。

社会・消費者から見て、CPD を行い、一定の実務実績のある建築士ならば、どこの会に所属していても同じことであり、本制度を建築士会だけのクローズな制度に留めるより、建築士会が中心となって他団体との緩やかな連携の中で本制度をより開かれた形で育てることが、消費者保護の目的に叶うと考えています。

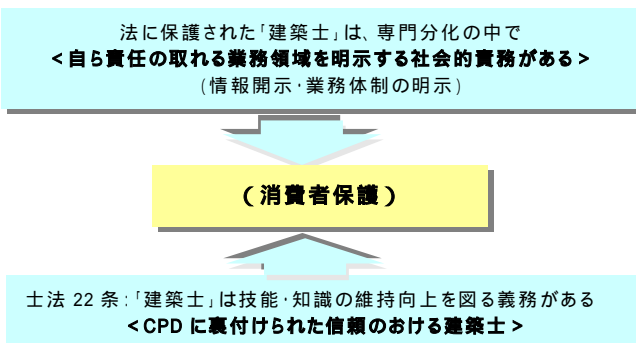


図 消費者保護が第一の目的

社団法人 県建築士会は、社団法人日本建築士会連合会と連携して、そうした建築士を支援し、その実績と研鑽を証明するため、専攻(専門)領域について、一定の実務実績のある建築士を公正に審査し、「第三者性のある認定機関」が認定する「専攻建築士制度」を平成 年度より実施いたしております。

1 - 2 . 専攻建築士の領域名称等

専攻建築士の名称・区分は、下記 8 領域とし、実務実績により最大3領域を限度に取得することが出来ます。

表 1 専攻領域と代表的な業務と基礎要件

まちづくり 専攻建築士	1.都市デザイン、都市計画に係わる業務 開発事業、区間整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務。または、企画、調査等のコンサルタント業務。 2.地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動
設計 専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理等に係わる業務。一般に、建築設計事務所、建設会社の設計部門等で「建築設計者」「技術スタッフ」等として従事している者。その他、官庁・地方自治体・公共団体や民間企業で、工事監理業務等に従事している者も含む。「APEC アーキテクト」は申請に基づき認定される。
構造設計 専攻建築士	一級建築士免許を必要とする建築の構造に関する設計及び工事監理に係わる業務。 JSCA の建築構造士・APEC エンジニア(構造)資格者、構造計算適合判定資格者、 構造設計一級建築士 は申請に基づき認定される。
環境・設備 設計専攻建築士	建築士免許を必要とする建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務。「一級建築士」、又は「建築設備士」資格を持つ「2級・木造建築士」を対象とする。(実務経験年数5年は、いずれか早い資格取得から算定する。)尚、1-4に示すいずれかの「表示すべき専門分野」を表示しなければならない。 設備設計一級建築士 、 建築士免許を持つ「JABMEE SENIOR」 は、申請に基づき認定される。
生産 専攻建築士	建築施工関連分野の業務(現場の施工管理、積算、CM、建築リニューアル・維持管理等)に係わる業務。「建築士」又は、1級の「施工管理技士」のいずれか早い資格取得から、実務経験年数に算入することができる。尚、1-4に示す業務に係わるものは必ず専門分野表示をしなければならない。建築士資格を持つ「積算資格者」で、日本建築積算協会の会員は、申請に基づき「積算」に認定される。
棟梁 専攻建築士	1.日本の伝統木造技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺建築、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計と工事監理及び施工(大工技能)を行う業務。 2.日本の伝統木造技術の基礎となる規矩術や木組みの架講技術を修得し、その技術を現代建築に生かし、木造住宅をはじめ、学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(大工技能)を行う業務。 以上1、又は2の業務を行い、且つ後進の指導にあたる立場の者。 「建築士」又は「一級建築施工管理技士」いずれか早い資格取得から、実務経験年数に算入することができる。
法令 専攻建築士	主として、行政機関の建築確認、法令策定など、或いは民間確認検査機関、評価機関等の業務に従事している者で、一級建築士を対象とする。法令の策定作業、確認検査業務、住宅性能評価業務、裁判所(民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人)支援業務、行政(建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会)支援業務、建築士会の建物相談(法令に関する)等の実績も含む。
教育研究 専攻建築士	・教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する教育、訓練等の業務 ・研究・調査・開発機関(大学を含む)及び企業の研究開発部門等で、特定の専門分野の研究開発等の業務。「建築士」免許資格者を対象とする。

*一級、二級、木造建築士の区別は既に建築士法の中で規定されているので「専攻建築士」の中で区別はいたしません。

1 - 3 . 専攻種別と対象者

県建築士会正会員で「建築士免許」取得後、表1に示す専攻領域別の実務経験年数と実務実績(責任ある立場での3件以上実績)のある建築士が対象となります。

なお、専攻建築士の対象者は、土会連合会と合意協定を締結した団体所属会員については、県建築士会正会員と見なします。

(平成 年度においては、(社)日本建築構造技術者協会の正会員、建築積算資格者で日本建築積算協会正会員、JABMEE SENIOR は本会正会員と見なされ申請可能です。)

表2 専攻領域別申請要件一覧

専攻領域	対象建築士資格等	必要実務経歴	実務実績件数	必要 CPD 単位	必ず表示しなければならない専門分野(旧:限定表示)	実務経歴・実績に代えることのできる協定団体等の資格
まちづくり	建築士	5年	3件以上	250単位		
設計	建築士	5年	3件以上	250		・「APEC アーキテクト」
構造設計	1級建築士	5年	3件以上	250		・「APEC エンジニア(構造)」 ・日本建築構造技術者協会「建築構造士」 ・構造計算適合性判定資格者 ・ 構造設計一級建築士
環境・設備設計	1級建築士 2級・木造+建築設備士	5年	3件以上	250	空調設備(空調) 給排水衛生設備(衛生) 電気設備(電気) <必ず表示・複数可>	・建築設備技術者協会「JABMEE SENIOR」 3 ・ 設備設計一級建築士
生産	1級建築士	3年	3件以上	150	・建築施工管理(建施工) ・設備施工管理(設施工) ・積算(積算) 1 ・診断・改修(診・改) 2 ・工事監理	・日本建築積算協会「建築積算資格者」 1、 3 ・ストック3団体「5資格」 2
	2級・木造建築士	6年		250		
棟梁	1級建築士	5年	3件以上	250		・日本伝統建築技術保存会「正会員」 3 ・「日本伝統建築技能者」 3
	2級・木造建築士	8年				
法令	1級建築士	3年	3件以上	150		・「建築基準適合判定資格者」 3
教育研究	建築士	5年	3件以上	250		-

1 必ず表示しなければならない専門分野(旧限定表示「積算」)

2 「診断・改修」表示の為の必須資格 スtock3団体5資格<日本建築防災協会の認める「特殊建築物等調査資格者」、日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」、建築設備維持保全協会の認める「建築仕上げ診断技術者」「建築設備診断技術者」・「建築・設備総合管理技術者」

3 領域別実務年数が不問の場合でも、建築士免許取得後の期間は各々の領域で要求される領域別年数を必要とする。

1 - 4 . 専門分野表示

専門分野表示は、消費者から見て「表示があった方がわかりやすい」という視点から設けることを原則としています。この表示は、業務内容を狭める側面もあるので、全ての方が専門分野表示をする必要はありません。

専門分野表示の数は、**1専攻領域当たり3件まで(表示すべき専門分野を除く)**とし、1分野3件以上の実務実績が必要で

20年度上期まで、環境設備・生産領域において「限定表示」を行っていましたが、各県の意見を踏まえ規則を再整理し今回より「表示すべき専門分野」と致しました。

更新の方は、領域名称の他、限定表示・専門分野表示の登録・表示内容が変更される場合があります。

尚、どうしても例示名称では自身の業務範囲が現すことができなとお考えの場合は、その理由を述べて「専門分野認定申請書(別添A)」を使用し、新たに申請することも可能です。

表3 専門分野表示の例示

(平成20年10月現在)

まちづくり	都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政
設計	戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、農業関連施設、社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、ランドスケープ、リフォーム、ファシリティマネジメント(FM)、プロジェクトマネジメント(PM)、コンストラクションマネジメント(CM)、積算、診断・改修
構造	耐震診断・補強
環境設備	必ず下記3分野いずれかの表示が必要 空調設備、給排水衛生設備、電気設備
	省エネルギー、情報システム
生産	下記5分野のいずれかに該当する場合は必ず表示が必要 建築施工管理、設備施工管理、積算 ¹ 、診断・改修 ² 、工事監理
	戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム、アスベスト診断・改修、プレカット、コンストラクションマネジメント(CM)、鉄骨工作図、鑑定書等作成
棟梁	伝統型木造住宅、社寺仏閣建築、茅葺合掌造改修、数奇屋造、古民家診断・改修・再生等
法令	建築確認・検査、性能評価、保証検査、建築紛争調停、特定行政庁等業務、建築相談、鑑定書等作成
教育研究	設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

1 建築積算資格者を持つ建築士

2 特殊建築物等調査資格者、建築仕上診断技術者、建築設備診断技術者、建築・設備総合監理技術者を持つ建築士

2. 申請について

2 - 1 . 審査・登録申請書類の配布

(1) 配布方法

- A. 本会ホームページ (URL <http://www. .or.jp>) よりダウンロード
- B. 郵送配布。郵便番号、住所、氏名を記入し、「専攻建築士審査申請書希望」と明記の上、本会宛てにFAX (03-3536-7712) 等によりご請求下さい。郵送に時間が掛かる場合がありますので、ご容赦下さい。

2 - 2 . 申請の方法

(1) 審査申請書の受付

受付期間:平成 年 月 日() ~ 月 日()(締切日の消印有効)

受付場所:(社) 県建築士会(専攻建築士審査評議会事務局)

申請方法:「(2)申請に必要な書類」に示す書類を、上記受付場所へ持参、又は による郵送にて申請して下さい。

* 申請受付時に、必要書類の確認が申請者と事務局とで相互にできることから、お時間等ご都合がつかます折には、ご持参いただくようお願いいたします。

申請における個人情報、審査及び認定・登録にのみ使用し、本会および連合会の個人情報保護規定に則り管理いたします。

(2) 申請に必要な書類

審査・登録申請書(本会の定める平成20年用申請書に限る。)

- a. 専攻建築士誓約書(様式1) (顔写真添付)
- b. 専攻建築士審査・登録申請書(様式2)(顔写真添付)
- c. 建築士免許取得後の職務経歴書(様式3)
- d. 専攻領域別実務履歴(様式3-1) <領域別書式>
- e. 責任ある立場での実務実績(様式4) <領域別書式>
- f. 申請書類確認書(様式5) (手数料払込証明書の写し貼付)
- g. 建築士会能力開発(CPD)単位確認書 <必要CPD単位の内訳確認書>

* 氏名等の漢字について

本制度の申請・登録の運用、ホームページ公開等は、パソコンで操作、管理するため、外字、異体字等では登録できませんので、ご了承下さい。

顔写真(縦 3.0cm × 横 2.4 cm) 2 枚(3ヶ月以内に撮影した証明写真等。カラー可)

・無帽、無背景、正面上3分身を写した証明写真

(カラーコピーやプリンター出力したものは、カード作成時に薬品処理を行うので不可です)

・写真の裏面に氏名を記入し、「申請書所定欄」(様式1・2)に貼付して下さい。

審査・登録手数料払込証明書の写し(申請書様式5の所定欄にコピー貼付のこと。)

建築士免許証等の写し。及び、他資格・他団体の会員証の写し。

(1・2級双方取得の方で、今回2級の取得時の経歴を使用されている場合は、1級と2級の両方のコピーを添付して下さい。)

CPD個人実績証明書写し(CPDデータ登録済の方。士会事務局にて発行のもの)

CPDプログラム認定申請書(+受講証明資料)、CPD手帳、CPD貼付シート。

注意:申請に必要な書類が不足していると、申請が受理されず、審査を受けることができません。

また、審査の過程において、別途に審査・評議会より追加や修正書類の提出をお願いすることがありますが、申請者自身による修正の申出は受けられません。

なお、申請のために提出された書類については返却には応じられません。予めコピー等をお取り下さい。

2 - 3 . 審査・登録手数料

(1) 手数料等 **16,800円**(内訳:審査手数料 10,500円 認定登録料 6,300円)

複数領域希望者は、一領域追加毎に審査手数料 10,500円を加算して払込下さい。

2領域:27,300円(内訳:審査手数料 21,000円 認定登録料 6,300円)

3領域:37,800円(内訳:審査手数料 31,500円 認定登録料 6,300円)

(2) 払込方法と指定口座

各士会にてご検討下さい。

2 - 4 . CPD制度参加登録義務

申請に際し、東京建築士会の正会員であり、CPD制度に参加登録されていることが必要になります。

正会員の方でCPD制度に未加入の場合は、審査・登録申請書のCPD所定欄(様式5)に参加希望の○印を付け、CPD参加初期費用 3,000円(初期登録費、手帳代)を加えて払込み下さい。

尚、翌年度以降CPD参加諸経費として、毎年2,000円が掛かります。

本会会員でない場合は、別途入会手続きを行って下さい。

協定団体会員で本会見なし会員として申請される方は、各々の所属団体のCPDを実施して下さい。

3 . 審査について

3 - 1 . 審査方法

「審査」は、申請者より提出された審査・登録申請書に対し、領域別に示す審査要件を満たしているか、(社) 県建築士会に設ける「専攻建築士審査・評議会」で審査を行います。

3 - 2 . 申請手続

(1) 審査申請

毎年 回、「専攻建築士の審査及び認定登録」を行うものとします。審査申請の受付は毎年 月を目処として実施します。

申請は、「専攻建築士審査・登録申請書」で行うものとします。

(2) 審査基準

領域別に規定された「実務経験年数」と、「実務実績件数」及び「CPDの取得単位」により行います。

審査、認定・登録は、次の1～4を要件とする。

- (1) 建築士であること、
- (2) 建築士免許取得後、一定の専攻領域の実務経歴年数を経ていること、
- (3) 専攻領域の責任ある立場での実務実績があること、
- (4) CPD制度に参加登録し、一定のCPD実績の登録があること

(3) 「実務経歴年数」

実務経歴の期間は、専攻領域別に設定します。(表2参照)

実務経歴の期間は、過去20年間の専攻領域を担当した期間の積み上げが、規定の年限以上あることとします。

下記のように同時期に複数の業務が重なる場合、一専攻領域の業務では重複部分の期間は認められませんが設計と生産等異なる領域の業務の場合は、各々その業務期間として算定できます。

但し、原則として「構造」業務については他業務との重複期間の算定は認められません。

「建築士」免許取得前の実務経歴年数が、「建築士法」で定められた実務経歴年数を超える場合は、その専攻領域の実務年数を2年に限って算入できます。

重複期間のカウントの例示

実務経歴期間については、各専攻領域別にプロジェクト・活動実績等の実務経歴を記載し、その積み上げの実績が上記に示す年数以上あることを審査要件にしている。

実務経歴は、絶対年数であるので、同時期に複数のプロジェクトを行ったとしても、同一専攻領域のものについては、重複して期間をカウントできない。しかし、専攻領域が異なる場合は、重複して計算することができる。

設計業務 設計業務 設計業務	<table border="1"> <tr> <td>Aプロジェクト(6ヶ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2ヶ月</td> <td>Bプロジェクト(6ヶ月)</td> </tr> <tr> <td>*全て設計業務の場合</td> <td>Cプロジェクト(4ヶ月)</td> </tr> </table>	Aプロジェクト(6ヶ月)		2ヶ月	Bプロジェクト(6ヶ月)	*全て設計業務の場合	Cプロジェクト(4ヶ月)	プロジェクト合計期間 16ヶ月 うち算定可能な設計実務経歴 10ヶ月
Aプロジェクト(6ヶ月)								
2ヶ月	Bプロジェクト(6ヶ月)							
*全て設計業務の場合	Cプロジェクト(4ヶ月)							
設計業務 生産業務	<table border="1"> <tr> <td>Aプロジェクト(6ヶ月)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2ヶ月</td> <td>Bプロジェクト(6ヶ月)</td> </tr> </table>	Aプロジェクト(6ヶ月)		2ヶ月	Bプロジェクト(6ヶ月)	設計実務経歴 6ヶ月 生産実務経歴 6ヶ月 両領域でそれぞれ6ヶ月の算定可能		
Aプロジェクト(6ヶ月)								
2ヶ月	Bプロジェクト(6ヶ月)							

(4) 「実務実績件数」

実務実績は、下記「責任のある立場での実務実績」注1)に該当する実務3件以上について審査します。

18ヶ月を超える長期案件は、実務実績2件と数えます。

注1)責任ある立場での実務実績

- 比較的小規模の業務について、企画、計画・設計・監理、調整、施工監理などの大半の業務を行う実績。
- 比較的大きな業務の一部を担当して業務全体を理解した上で関連部署との調整やチームの指導などの業務を行う実績。
- 複雑な条件下の業務、新しい考え方が求められる業務、あるいは複数の領域にまたがる業務を主導的、またはそれらを総括する立場で行う実績。

(5) 「CPD単位」

新規申請においては、**CPD単位の緩和は 単位になりません。**

CPD 実績証明書(写し)または、未登録のデータの単位については別途CPD単位申請書(委員会用・研修用・実務用)に資料を添え申請して下さい。なお、CPD 手帳に単位シールが貼付されていても、事務局でデータ登録を行っていない方は、単位証明が発行されませんので、手帳等を同封頂くか事前に登録を行って下さい。

なお、実務実績については、従来プロジェクト毎での算定を行っていましたが、CPD単位換算が変更されましたので、業務量に係わらず、その月に継続的に業務を行なっている場合は、1ヶ月を2単位として算定して下さい。専攻建築士の登録には、CPD 参加登録が必須条件となります。CPD未参加の方は本専攻申請前に別途手続き戴くか、専攻申請書の参加同意欄に記入し、参加登録費を専攻申請料に加算してお振込下さい。

非会員の方で専攻建築士の申請を希望される方は、先ず入会申請とCPD制度参加申請を行って下さい。

「CPDプログラム評議会が認証した単位数」を「CPD単位」として準用し、審査ではその単位数を確認します。

単位の算定については、実務型・研修型ともにガイドライン(別添、単位換算表)を参考に、申請して下さい。

尚、原則として算定CPD単位は、実務については過去の単位登録されているものの期限はありませんが、未登録実務は申請日から 年前まで遡れ 単位以上。研修は、過去の登録されているもの、CPDバーコード化されているもの、認定図書等士会発行のもの期限はありませんが、未登録のものはCPD制度参加前年度のものも可として、

単位以上とし、実務と研修の合計が 単位以上であることです。

4 . 登録手続き

4 - 1 . 登録の方法

要件を満たしていると認められた方は、(社)日本建築士会連合会専攻建築士認定評議会に推薦致します。
その際、登録内容確認通知書を送付しますので、認定事項及びHP等公開情報等ご確認下さい。
残念ながら、「要件を満たしていない者」には内容を連絡し、登録料の返還を行います。
登録後、申請内容に不実があった場合は、専攻建築士の称号を得ることができなくなりますのでご注意下さい。

4 - 2 . 登録の有効期間

登録の有効期間は5年間です。(有効期限は登録証に明記されます。)
専攻建築士の名称を付与する最終的な権限は、当面の運用において日本建築士会連合会の「専攻建築士認定評議会」に留保されます。

4 - 3 . 登録証

登録者には、専攻建築士登録証(領域別認定証及び登録者カード)並びに専攻建築士バッジを交付します。

4 - 4 . 登録者名簿

登録者は、県建築士会で管理する専攻建築士登録者名簿に必要な事項が記載され、日本建築士会連合会ホームページにて公表致します。なお、勤務先名称の公表については、申請書該当欄の諾否の記入で、同意された方に限り公表致します。

また、同時にCPD制度参加者として、制度参加や研修データ登録がされた場合にはデータ登録者として、士会会報やHPへの氏名を掲載し、年2回程度参加者名簿を作成し関係行政庁に提出する予定です。

今後の公開情報の充実に対し、個人情報の掲示について、様式2に掲載諾否欄を設けましたので、公開を希望しない項目については×印をお付け下さい。

CPD参加者名簿についても、掲載に同意されない場合は氏名の掲載も致しません。
また、掲載に可否については、実の後日の訂正も可能ですので、県建築士会事務局まで別途文書にてその旨をお申し出願います。

(登録、公開に際し、データ管理の都合上、旧字・異体字等使えませんのでご了承願います。)

[専攻建築士名簿 記載事項]

専攻建築士登録番号、氏名、生年月日、建築士免許級別・建築士免許登録番号、専攻建築士登録年月日、有効期限、専攻領域、専門分野とする。

[専攻建築士 登録者名簿情報公開例]

建築士名	建築士資格		CPD		専攻建築士区分	勤務先	職域・職務	
	種別	取得年	参加登録	データ登録	専門分野		所属産業	職務
建築 太郎	1級	1975			まちづくり 設計	建設	建設業	建築設計
					まちアド 再開発 集合住宅			

今後は、登録者顔写真の掲載ほか、希望者には連絡先等の掲載も検討しています。

4 - 5 . 変更・再交付登録

内容に変更が生じた場合や認定証を汚損・紛失した場合は、再交付(実費)を行いますので事務局に連絡の上、所定の申請書により手続きを行って下さい。

4 - 6 . 監査・制裁措置等

県建築士会「専攻建築士審査評議会」及び日本建築士会連合会「専攻建築士認定評議会」では、専攻建築士に対し、一定期間毎に、一定程度の数を抽出し、監査を行うことがあります。

具体的には、専攻建築士がCPDを実施しているか又は、同意項目を遵守しているかについて、事実確認のため、問い合わせを行ったり、必要書類(講習会受講証、シンポジウム参加証等)の提出を求めたり、第三者への確認等を行うこととなります。

なお、虚偽の記載等が発覚した場合には、登録の抹消等の制裁的措置を行うことがあります。

5 . 登録の更新

専攻建築士の登録の有効期間は 5 年間です。このため、専攻建築士であり続けるためには、登録を更新する必要があります。

更新に際し、更新する領域で、過去 20 年以内に責任ある立場での実績 3 件以上あることと、登録の有効期限日の 5 年前から申請前日までに 250 単位以上の CPD を実施していることが更新の必要条件となります。

CPD単位は、制度の取得目標(1年:実務 14+研修 36 単位)を目安に、更新時に実務型:50 単位以上、研修型:100 単位以上とし、かつその合計が 250 単位以上であることです。

なお、十分な経験を持つ建築士取得後 30 年以上の更新者の方で、実務を行なっている方には CPD 単位が研修 40 単位以上か、建築士会の特別認定研修、又は法定定期講習の受講 1 回で更新条件とする等緩和条件が定められています。

なお、実務のリタイア者や研修単位が不足している方については、専攻建築士登録者で有った事を示す「専攻建築士経歴証」への移行制度も盛り込まれています。

登録の更新のための審査及び登録に関する詳細は、お手数ながら更新案内をご参照願います。

5 - 1 . 審査方法

登録更新の審査は、専攻建築士の更新要件とする「継続的な専門能力開発(CPD)を満足すべきレベルで実施していること」について、県建築士会が受理した登録更新の審査申請書と、「CPD実績証明書」又は「CPD履修証明書」をもとに確認を行います。なお、必要に応じて、CPD の実施内容等を確認するため、問い合わせや CPD の実施を証明する書類の提出を別途求める場合があります。

CPD は継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、専攻建築士として登録を受けた後も、毎年バランスよく引き続き CPD を実施するとともに、その記録等に努め、更新に備えて下さい。

5 - 2 . CPD の記録と保管

審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求めますので、講習会 受講証、シンポジウム参加証等は、保管しておくようにして下さい。

専攻建築士として登録を受けた後も、登録更新の際、審査・登録申請書及び添付書類を提出することになりますので、毎年定められた時期にCPDのデータ登録を行い、更新時までに5年間の「CPD実績証明書」又は「CPD履修証明書」を取得して下さい。

5 - 3 . 更新の特例

登録有効期間内の5年間に、CPD 単位数が要件の 250 単位に満たない場合は、要件を満たすことが認められないため登録が失効します。ただし、次のようなやむをえない事情のある場合の特例等については、別途対応を考えています。

傷病、産休等の場合

職場の転務、失業等やむをえない事情で、「実務 CPD」を行うことが出来なかった場合

5 - 4 . 更新手数料

更新における審査手数料、登録手数料は、新規と同額とします。

6 . 専攻建築士領域別申請案内

6 - 1 . 審査対象・要件等

(1) まちづくり専攻建築士

対象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

都市デザイン、都市計画に係わる業務。

開発事業、区画整理・再開発等の具体的プロジェクトに係わる業務。

企画、調査等のコンサルタント業務。

地域の住民参加やNPO団体等による景観保存、まちおこし運動、地域貢献活動等に対する専門家としての幅広い支援活動。

解説

建築士の業務が上流へ移行していること、都市計画や地域計画、住民との協働等のまちづくり業務に携わる建築士が多くなってきたこと、建築士が建築の設計を行う場合に、今以上に敷地周辺の環境づくりや、地域のまちづくり活動に関わっていかねばならないと考え、建築士の新しい業務分野として位置付ける。

まちづくり領域の対象は、単体の建築に比べて、面的、集団的であり、作る過程の企画、計画、開発、設計、行政、指導等、人や物、組織の関連があるものとし、地域の人や他領域の専門家と連携して、地域環境を作り上げることに関わる業務または活動とする。

都市景観、都市計画と建築、法令と住民、開発者と生活者・社会をつなぐ「まちづくりにおけるハードとソフトの両面に関わる技術的素養を身につけた専門家」として位置付ける。

都市計画法に係わる業務は、原則として「まちづくり業務」としたが、市街地内での店舗設計等の単純な「開発行為申請業務」は、設計の延長線上にある業務として、「まちづくり」の対象としないこととした。

ただし、「開発行為の申請業務」でも、宅地開発企画(宅地開発・宅地造成等)などで「街並み」や「公園」等の景観づくりや環境づくりなどに関わる業務が盛り込まれているものは、「まちづくり」業務と見なした。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

専門分野表示(例示)

都市デザイン、景観計画、都市計画、再開発、区画整理、ユニバーサルデザイン、防災まちづくり、まちづくりコーディネーター、まちづくりアドバイザー、街並み保存・修景、まちづくり行政

(2) 設計専攻建築士

対象：一級建築士、二級建築士、木造建築士、「APECアーキテクト」

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁(国、地方自治体、公共団体)等で、建築士免許を必要とする建築の設計及び工事監理に係わる業務。

解説

設計と工事監理は、業務独占の重い責任を負っており、発注者のニーズに基づき、意匠、構造、設備等を総合化(integration)する責任を負う役割も持つ。

建築士法上の設計・工事監理の実務実績がなく、「確認申請代行」や「工事監理委任」を専門に行う者は、「生産専攻建築士」領域の専門分野で申請する。

実務実績が「積算業務」のみの者は、「生産専攻建築士」領域の専門表示「積算」で申請する。

建築士法上の設計・工事監理の実務実績がある者については、設計業務も行うが、経営的な判断から「確認申請・工事監理」や「他の企業から下請的作図業務」等も複合的に行っている状況にある場合、「建築士として地域相談役、地域の建築の質を高める役割」もあるため、登録更新時は、それらの実績により、「設計専攻建築士」として継続できるものとする。

「工事監理委任」とは、他の組織で設計したものを工事監理のみ行う業務を指す。一般の建設会社で設計と監理が別の部署になっている場合で、その設計に全く携わず、監理のみの業務の場合は、「生産」専攻領域で申請することとする。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

なお、上記の業務の他に、専攻領域の実務経験年数には、企画業務、ファシリティマネジメント、コストマネジメント、コンストラクションマネジメント、マネジメント等の業務年数を加えることができる。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要な CPD 単位は 250 単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

専門分野表示(例示)

戸建住宅、集合住宅、医療施設、福祉施設、教育施設、生産施設、商業施設、業務施設、文化施設、宗教施設、鉄道施設、宿泊施設、物流施設、スポーツ施設、漁業関連施設、農業関連施設社寺建築、数奇屋造、伝統建築保護修復、積算、ランドスケープ、リフォーム、ファシリティマネジメント(FM)、プロジェクトマネジメント(PM)、コンストラクションマネジメント(CM)、診断・改修、

「建築士」資格以外の資格の扱い

- ・「APECアーキテクト」は、登録証の写しを添付することによって、様式-3-1、様式-4、5を省略することができる。
- CPD 単位については、(財)建築技術普及センターの発行する CPD 単位証明書または建築士会の CPD 実績証明書・履修証明書を添付する。

(3) 構造設計専攻建築士

対象：一級建築士

・「建築士」免許を有する「APECエンジニア(構造)」、「建築構造士」、構造計算適合性判定員
構造設計一級建築士

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁(国、地方自治体、公共団体)等で、建築士免許を必要とする建築の構造設計およびその工事監理に係わる者

解説

法で規定する構造的業務にレベルの差があるため、当面は一級建築士を対象とする。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

実務実績件数は、その業務での役割、構造上特徴を記入した「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

専門分野表示

耐震診断・補強

「建築士」資格以外の資格の扱い

APEC エンジニア(構造)、構造計算適合性判定員、構造設計一級建築士、及び建築構造技術者協会の認める「建築構造士」は、資格認定証の写しを添付することで、様式3-1、様式4、5を省略することができる。

また、協定により「建築構造士」が、専攻建築士に申請する場合、建築士会非会員であっても申請できる。

(4) 環境設備設計専攻建築士

対象：一級建築士、二級建築士(+建築設備士)、木造建築士(+建築設備士)、「JABMEE SENIOR」

実務内容

建築設計事務所・建設会社・官庁(国、地方自治体、公共団体)等で、建築の設備設計及びその工事監理に係わる業務

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

なお、「建築設備士」または「建築士」資格いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績件数は、必ず表示することが必要な専門分野(空調設備、給排水衛生設備、電気設備)の業務内容を明らかにした「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。なお、複数の専門分野表示を申請する場合は、それぞれの表示毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要なCPD単位は250単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

必ず表示すべき専門分野(いずれかの表示が必要です)

空調設備(空調)、 給排水衛生設備(衛生)、 電気設備(電気)

専門分野表示 省エネルギー、 情報システム

「建築士」資格以外の資格の扱い

設備設計一級建築士、建築設備技術者協会が認める「JABMEE SENIOR」は、登録証の写しを添付することで様式3-1、様式4、5を省略することができる。また、協定により「JABMEE SENIOR」が専攻建築士に申請する場合、建築士会非会員であっても申請できる。

(5) 生産専攻建築士

対象:一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

建築施工管理・設備施工管理分野に係わる業務。あるいは維持管理、診断改修、積算、CMなどの建築生産に係わりのある業務。

解説

特に、「ものづくり」の連携で、「施工図」の作成、調達情報、施工法を考えた設計への提案など、実質の建築の質を担保する者として「生産専攻建築士」は重要な役割を担っている。

地域で建築生産を支えている人たちは、これからの地域の「地産・地消の推進者」、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たすことも期待される。

「生産」は、専門分野の幅が広く、周辺領域が拡大し、近年、施工管理の実績を基に、CMや積算業務、維持管理などの「サービス提供型(コンサルタント)業務」を行う者も増えている。生産専攻建築士の将来を考えた「専門分野表示」等を考えていきたい。

「確認申請代行」「工事監理委任」を専門に行う者は、「生産」の専門分野表示で明示する。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数は、「一級建築士」は3年以上、「二級建築士」「木造建築士」は6年以上あること。なお、「一級建築施工管理技士」または「建築士」免許いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要なCPD単位は150単位以上あること。

表示しなければならない専門分野

生産領域の場合、以下の表示いずれかに該当する場合は、必ず専門分野表示しなければならない。

なお、複数の表示ができるが、1つの表示につき、その特定分野の3件以上の責任ある立場での実務実績に基づくものとする。

1. 建築施工管理 2. 設備施工管理 3. 積算 4. 診断・改修 5. 工事監理

*日本建築積算協会の認める「建築積算資格者」で申請する場合は、必ず積算の専門分野表示をしなければならない。その場合、資格認定証の写しを添付することで、様式3-1、様式4、6を省略することができる。

*「ストック3団体」の認める資格*3を持つ「建築士」は、診断・改修の専門分野表示ができる。

- *3 ・日本建築防災協会の認める「特殊建築物等調査資格者」、
- ・日本建築設備・昇降機センターの認める「建築設備検査資格者」、
- ・建築設備維持保全協会の認める「建築仕上げ診断技術者」、
- 「建築設備診断技術者」、「建築・設備総合管理技術者」

専門分野表示(例示)

(「建築・設備施工管理」の表示すべき専門分野表示をする場合)

・戸建住宅、集合住宅、維持管理、リフォーム

(表示すべき専門分野に係わらず、表示できる専門分野表示)

・コンストラクション マネージメント、鉄骨工作図、鑑定書等作成

*アスベスト診断・改修:「アスベスト診断士」(社)日本石綿協会の資格を持つ者
プレカット :選別技術者の認定証等を持つ単なるプレカット技術者ではない者。

「建築士」資格以外の資格の扱い

「建築積算資格者」が専攻建築士に申請する場合、日本建築積算協会か、建築士会のどちらかの会員でなければならない。積算協会会員の場合は、会員証とCPD参加記録を提出すること。

(6) 棟梁専攻建築士

対象:一級建築士、二級建築士、木造建築士

・「建築士」免許を有する「日本伝統建築技術者保存会の正会員」、「日本伝統建築技能者」

実務内容

日本の木造伝統技術を継承し、その技術のもとに伝統建築(社寺、数寄屋等)の建築生産全体を統括しつつ、設計・工事監理及び施工(木工技能)を行う業務。

日本の木造伝統技術の基礎となる規矩術や木組みの架構技術を修得し、その技術を現代建築に活かし、木造住宅をはじめ学校や福祉施設等の設計・工事監理、及び施工(木工技能)を行う業務。

解説

まちづくりから生産までの専攻建築士が、「専門分化」の中で役割を明確にしてきたのとは異なり、「棟梁専攻建築士」は、伝統木造型の和風建築のように、設計と施工を一人の人間が一体的に修得して伝承している「建築士」として位置付ける。

主として伝統的木造住宅、社寺建築、数寄屋等の設計と、施工の木工技能を修得している「建築士」を対象としていることを特徴としている。

施工から設計へ業務領域を拡大した人。設計から施工領域へ業務を拡大した人などが想定される。

日本の伝統的な生産方式の担い手、これからの地域の「地産・地消の推進者」、「地方の建築文化の保全者」、建築に関する「地域の相談相手＝診療所の建築版」となるような機能を果たしている者を想定している。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数は、「一級建築士」は5年以上、「二級建築士」「木造建築士」は8年以上あること。なお、「一級建築施工管理技士」または「建築士」資格いずれか、早い取得からの経験年数とすることができる。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あり、後進の指導にあたっての実績があること。なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、

その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要な CPD 単位は 250 単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

専門分野表示(例示)

社寺仏閣建築、数寄屋造、伝統型木造住宅、古民家診断・改修・再生等

「建築士」資格以外の資格の扱い

日本伝統建築技術保存会の認める「日本伝統建築技能士」は、登録証の写しを添付することで、様式3-1、様式4、6を省略することができる。

また、「日本伝統建築技能士」が専攻建築士に申請する場合、建築士会の会員でなければならない。

日本伝統建築技術保存会では、現在のところ、CPD 制度が発足しておりません。そのため、専攻建築士になった後は、建築士会の CPD 制度に参加登録する必要があることから、建築士会の入会を条件としています。

(7) 法令専攻建築士

対象:一級建築士、二級建築士・木造建築士(+建築基準適合判定資格者)

実務内容

- ・法令の策定、確認検査、性能評価等に係わる業務
- ・裁判所(民事調停委員、民事鑑定委員、民事鑑定人)、行政(建築工事紛争委員会委員、建築士審査会、建築審査会)、建築士会等に対する建築技術的、法的立場からの支援業務

解説

「建築関連法令」に関する専門家として位置付ける。プロジェクトには、直接関与しないが、建築の質を担保する重要な役割であり、「建築の法制」の専門家として、望ましい建築行政を支える専門家でもある。

公共団体・行政機関にあっても営繕部などの部署で、直接プロジェクト等の発注業務、建築設計等の実務実績のある者は「設計専攻建築士」「構造専攻建築士」「環境設備専攻建築士」「生産専攻建築士」等に分類される。

申請要件

免許取得後の専攻領域の実務経験年数が3年以上あること。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。

確認検査業務等を年間を通じて相応の件数を行う業務については、責任ある立場での件数3件と同等として扱う。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

申請に必要な CPD 単位は 150 単位以上あること。

専門分野表示(例示)

建築確認・検査、性能評価、保証検査、紛争調停、建築相談、鑑定書等作成、特定行政庁等業務

「建築士」資格以外の資格の扱い

「建築基準適合判定資格者」は、資格者証の写しを添付することで、様式3-1、様式4、6を省略することができる。

(8) 教育研究専攻建築士

対象：一級建築士、二級建築士、木造建築士

実務内容

教育機関(工業高校、高等専門学校、専門学校、大学等)において、建築に関する教育、訓練等の業務。

研究・調査・開発機関(大学を含む)・企業の研究開発部門等において、特定専門分野の研究開発等の業務。

解説

建築士会は、かねてより建築士の資質向上へ向けた教育を建築士会活動の柱の一つに掲げ、「指定講習」を実施し、更に包括的な能力開発として「CPD 制度」を開始し、21 世紀の新しい「建築士像(幅広い基礎的素養、高い専門知識、健全な職業倫理)」の確立のために本制度を創設した。

その推進には、実務者と教育研究者との繋がりが不可欠で、建築士会が実務者と教育研究者の連携の場として機能していくことが大切であると考えている。

こうした連携は、初期の専門家教育(IDP)への実務訓練の強化、そして、新しい分野への転進・挑戦の場としての教育機関と、地域の大学による「CPD 制度」の支援、専門家の「生涯教育」の充実などへの展望も開けると考えている。

申請要件

建築士免許取得後の専攻領域の実務経験年数は5年以上あること。

実務実績件数は、「責任ある立場での実務実績(様式4)」が3件以上あること。

なお、専門分野表示を申請する場合は、その専門分野毎に実務実績が3件以上あること、その内1件は「責任ある立場での実務実績(様式4)」で示すこととする。

- ・教育機関においては、通年担当する講座(科目等)を1件とする。
- ・建築学会及び関連機関での公表論文等を1件とする。
- ・研究開発部門での調査・開発プロジェクトは1年間で1件とする。
- ・学位論文については、修士論文は2件、博士号は3件とする。

申請に必要な CPD 単位は 250 単位以上あること。ただし、経過措置期間はその適用措置通りとする。

専門分野表示(例示)

設計、構造、環境設備、材料・施工、福祉工学、建築計画、都市計画、建築史

注1:すでに「まちづくり」、「生産」で認定・登録された教育研究者の登録は、登録証書に記載の期間は有効とし、次回登録更新時に「教育研究専攻建築士」に移行願う。

また、登録更新前に、「教育研究専攻建築士」に登録変更を希望する者は、変更申請を行うことができる。その有効期間は、既に定められた期間とする。

2:申請対象者は、教育分野、研究分野においての専門者を対象とする。

他領域との兼業による非常勤講師等の申請については、教育・研究に関する実績のほか、公開論文、研究成果出版物等の提出を必須とする。

(参考資料)

社団法人日本建築士会連合会 専攻建築士制度規則

第1章 総則

(総則)

第1条 この制度は、社団法人 日本建築士会連合会(建築士法(昭和25年法律第202号)第22条の2第2項の建築士会連合会をいう。以下「本会」という。)が、建築士(建築士法第2条第1項の建築士をいう。以下同じ。)の専攻領域及び専門分野の表示を認定・登録するもので、専攻建築士制度(以下「本制度」という。)と称する。

(目的)

第2条 本制度は、消費者保護の立場から建築士が自らの専攻領域、専門分野と、その知識、技能を社会に明示し、建築士の業務責任の明確化を図ろうとするものである。併せて、建築士法第22条「建築士の知識と技能の維持向上の努力義務」を果たし、かつ、22条の2第3項に定める「建築士の品位の保持及びその業務の進歩改善に資する」ことを目的とする。

(定義)

第3条 専攻建築士は、建築士免許取得後、一定の実務経歴を有する者で、専攻領域に関わる所定の実務実績を有し、かつ、本会及び建築士会(建築士法第22条の2第2項の建築士会をいう。)で定める継続能力開発制度に基づく研修等を履修した者であって、専攻建築士審査評議会及び専攻建築士認定評議会が認める者をいう。

(申請資格)

第4条 本制度への登録は、次のいずれかに該当する建築士でなければ申請することはできない。

- (1) 建築士会の正会員
- (2) 本会と本制度について合意協定等を締結した建築関係団体(以下、合意協定団体という。)の建築士免許を有する会員で、建築士会が認めた者。

(専攻領域・限定表示、専門分野)

第5条 本制度の専攻領域は、次の8領域とする。
「まちづくり、設計、構造設計、環境設備設計、生産、

棟梁、法令、教育研究」なお、3領域を限度に、複数の領域を表示することができる。

3 専門分野は、別表1に掲げる専攻領域の区分に応じ、専攻建築士審査評議会及び専攻建築士認定評議会が認めた場合に、3つの分野を限度に表示することができる。但し、専攻領域内における専門的な役割が社会的に定着した分野については、次の各号による。この場合、専門分野は3つを超えることができる。

- (1) 環境設備専攻は、必ず次のいずれかの専門分野を表示しなければならない。
・空調設備 ・給排水衛生設備 ・電気設備
- (2) 生産専攻は、次のいずれかの専門分野に該当する場合は、表示しなければ成らない。
・建築施工管理 ・設備施工管理 ・積算
・診断・改修 ・工事監理

第2章 審査、認定・登録機関

(審査、認定・登録)

第6条 本制度の審査及び認定・登録のための機関として、建築士会に専攻建築士審査評議会(以下「審査評議会」という。)を設け、本会に専攻建築士認定評議会(以下「認定評議会」という。)を設ける。

両評議会の業務、組織等については、建築士会の専攻建築士審査評議会運営規定及び専攻建築士認定評議会運営規程に定める。

申請、審査、認定・登録、更新

第3章 申請、審査、認定・登録、更新

(申請)

第7条 専攻建築士の認定・登録を受けようとする建築士は、専攻建築士審査、認定・登録基準に基づき、事務要領に定める書式により、所属する建築士会に申請する。

(審査)

第8条 審査評議会は、受理した申請を「専攻建築士審査、認定・登録基準」に照らして審査し、これに該当すると認める者を適合者とし、建築士会会長に報告する。

2 建築士会会長は、その審査結果を以って本会に認定申請する。

(認定)

第9条 認定評議会は、認定申請を受け、その審査経過及びその判断に基づき適合者を認定し、本会会長に報告する。

(登録)

第10条 本会は、認定された専攻建築士を、専攻建築士名簿(以下「名簿」という)に登録する。名簿記載事項は、専攻建築士登録番号、氏名、生年月日、建築士免許級別・建築士免許登録番号、専攻建築士登録年月日、有効期限、専攻領域・専門分野とする。

(認定・登録報告)

第11条 本会は、名簿に登録したことを、建築士会会長に報告する。

(登録証等の交付)

第12条 以上の手続き終了後、本会会長及び建築士会会長の連名による専攻建築士登録証及び登録証カード並びに専攻建築士徽章を建築士会を経て、当該専攻建築士に交付する。

(名簿)

第13条 名簿は、本会及び建築士会の事務局に常備し、管理するとともに公開に供する。

(登録事項の変更)

第14条 専攻建築士名簿の登録事項に変更があった場合は、本人またはその代理人は、その旨を建築士会会長に届け出るものとする。

(登録証の再交付)

第15条 専攻建築士が、次のいずれかに該当するに至った場合、登録証の再交付を申請することができる。

- (1) 登録証の記載事項に変更があった場合
- (2) 止むを得ない事情で登録証を汚損または紛失した場合

(登録の抹消)

第16条 専攻建築士が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、審査評議会・建築士会及び認定評議会の議を経て、当該専攻建築士の登録を抹消

するものとする。

- (1) 専攻建築士登録期間が満了したとき。
- (2) 第7条による申請後、その申請内容に反した事実が判明したとき
- (3) 建築士会定款または倫理規定に抵触し、建築士会を除名されたとき
- (4) 建築士会または合意協定団体を退会したとき
- (5) 死亡または失踪の宣告を受けたとき
- (6) 専攻建築士としての適格性に欠けると判断されたとき

(不服の申立て)

第17条 専攻建築士は、前条の抹消等について不服のあるときは、審査評議会及び建築士会の議を経て、認定評議会に対して不服の申立てをすることができる。

(登録更新)

第18条 登録した専攻建築士の有効期間は5年とし、有効期間内に、「登録更新 審査、認定基準」に基づき更新手続きを経た者は、登録を更新することができる。

(専攻建築士経歴証)

第18条の2

登録更新にあたり「登録更新審査、認定基準」を満たさない専攻建築士はCPD制度参加証を添えて、「専攻建築士経歴証」の交付を事務要領に定める書式により、所属する建築士会を経て本会に申請することができる。

- (1) 「専攻建築士経歴証」の交付について、建築士会は審査評議会に、本会は認定評議会に報告しなければならない。
- (2) 専攻建築士経歴証の有効期間は5年間とし更新できる。
- (3) 「専攻建築士経歴証」の登録については、第10条の規定を準用する。
- (4) 第13条、第14条、第15条、第16条((1)(2)(6)を除く)、第20条の規定を準用する。

第4章 運営

(運営)

第19条 本制度を運営するために、本会は専攻建築士制度運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設け、次の業務を行う。

- (1) 専攻建築士制度の促進・普及活動に関する事項
- (2) 審査基準、認定・登録基準及び登録更新等に関する事項
- (3) 専攻領域・限定表示及び専門分野の検討並びに基準に関する事項
- (4) 登録証及び登録証カードの発行に関する事項
- (5) 本会及び建築士会相互の情報伝達並びに調整に関する事項
- (6) 専攻建築士の登録及びその管理に関する事項
- (7) その他、この制度に関し必要な事項

2 運営委員会は、次の構成による。

- (1) 委員長を含め 11 名以内の委員をもって組織する
- (2) 正会員の構成員をもって組織する
- (3) 委員長及び委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する
- (4) 委員の任期は、2 年とし再任を妨げない
- (5) 委員会が必要と認めた場合、委員の互選により、副委員長を置くことができる
- (6) 委員長は、特に必要が生じた場合、本会細則の規定により委員会内に専門部会を設けることができる

(経費)

第 20 条 専攻建築士は、本会理事会で定めた審査費、認定・登録費、登録証再交付費、登録更新費及びその他この制度に関わる費用を建築士会に納入しなければならない。

(建築関係団体との連携)

第 21 条 本会並びに建築士会は、この制度に関し、建築関係団体と常に情報交換、協議を行い、協力して本制度の理解と普及に努める。

- 2 合意協定団体となった場合、その団体の所属会員と、専攻建築士制度の領域、専門分野に関する取り扱いは、別に団体ごとに協議し定める。

第 5 章 雑則

(本規約に定める以外の事項)

第 22 条 以下の事項は、別に定める。

- (1) 専攻建築士認定評議会運営規程
- (2) 専攻建築士審査評議会運営規程(標準案)
- (3) 専攻建築士審査、認定登録基準
- (4) 専攻建築士登録更新審査、認定基準
- (5) 専攻建築士事務要領

- (6) その他必要事項

(規約の制定・改廃)

第 23 条 この規則の制定、改廃及び前条(6)を定めるときは、本会の理事会の議を経なければならない。

(名称の使用禁止)

第 24 条 専攻建築士でない者は、専攻建築士又は専攻建築士と紛らわしい名称を用いてはならない。

(事務の分掌)

第 25 条 専攻建築士制度に関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 専攻建築士の申請に係わる申請書の配布、申請の受付及び審査等に関する事務は、建築士会が行う。
- (2) 専攻建築士の認定・登録事務並びに登録証及び登録証カード等の発行等に関する事務は、本会が行う。

(守秘義務)

第 26 条 審査及び認定・登録に係わる者及び事務に係わる者は、当該業務において知り得た情報を他人に漏らしてはならない。

附則

この規約は、第 418 回定例理事会・士会長合同会議の議決により、平成 15 年 10 月 23 日から施行する。

附則 (限定表示他)

この改定は、第 425 回定例理事会の議決により、平成 17 年 3 月 25 日から施行する。

附則 (規約、規則の統合による規則の改定及び規約の廃止)

この改定は、第 426 回定例理事会・士会長の議決により、平成 17 年 5 月 25 日から施行する。

附則 (規則、審査、認定・登録基準の重複箇所等整理による改編)

この改定は、第 433 回定例理事会の議決により、から施行する。

附則 (規約、規則の改定及び規約の廃止)

この改定は、第 443 回定例理事会・士会長の議決により、平成 20 年 10 月 24 日から施行する。

